## 令和3年10月22日

## 総務教育常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

## 塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和3年10月22日(金曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

鎌田礼二委員長

菅 原 善 幸 副委員長

阿 部 かほる 委 員

小 高 洋 委 員

土 見 大 介 委 員

志 賀 勝 利 委 員

出席議長団(1名)

山 本 進 副議長

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

市民総務部長 荒井敏明

市民総務部財政課長高橋数馬

事務局出席職員氏名

事務局長川村淳

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工 藤 聡 美

議事調査係主査 工 藤 貴 裕

会議に付した事件

契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はおりませんね。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。高橋市民総務部財政課長。

- ○高橋市民総務部財政課長 それでは、私から契約事務の概要について、資料に基づきましてご 説明させていただきます。要点を絞って、説明させていただきます。
- ○鎌田委員長 ちょっとお待ちください。じゃ、始めてください。
- ○高橋市民総務部財政課長 では、資料の1ページをお開き願います。

契約事務の概要について、はじめにですが、地方自治法第234条第1項におきまして、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとすると定められておりまして、地方公共団体が行う契約時での根本的な法的根拠になってございます。また、こちらに記載はございませんが、同じく第234条の第2項におきましては、指名競争入札や随意契約については、地方自治法施行令で定める内容に該当するときに限って行うことができる旨の定めが明記されてございます。

続きまして、Ⅱの契約方法についてでございます。

1番の一般競争入札ですが、公告によりまして不特定多数の者に参入機会を与え、入札参加者の中から最も有利な条件を提示した者を選定し、その者と契約を締結する入札の原則的な契約方法でございます。当市におきましては、現在原則としておおむね設計額が3,000万円以上のものについて、一般競争入札を実施しております。

次に2ページ、2番の指名競争入札です。

資力や信用などが適当である特定多数の競争参加者を選んで入札し、地方公共団体にとって 最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方式でございます。本市におきましては、設 計額をおおむね3,000万円未満のものについて、実施をしております。

指名に際しましては、本市の指名競争入札参加資格登録簿に登録されていることを条件として、特に工事請負契約に関しましては、特殊工事を除いて原則として登録されている市内業者から選定をしまして、地元業者での発注を推進しているところでございます。

続きまして、3ページになります。

随意契約につきましては、後ほど別資料で説明させていただきますので省略をさせていただ きます。

続きまして、5ページになります。

その他の契約方法についてです。

1番の総合評価落札方式ですが、価格のみならず技術的能力等の価格以外の要素も含めて総合的に評価して落札者を決定する方式です。本市では、一般競争入札における土木一式工事、 建築一式工事、一部委託についても実施しているところでございます。

次に、2番の単価契約ですが、これは、一般にあらかじめ数量を確定することができないものについて、予定数量を推定した上で単価を定め、実績数量を乗じて得た金額の代金を支払う契約のことです。本市では、例えば、事務用品やコピー機のトナー、ガソリンの契約などで単価契約を行っているところです。

続きまして、1つ飛ばしまして7ページをお開き願います。

本市の契約事務の流れをフローチャートとしてお示ししてございます。これは、50万円を超 える業務委託契約を例としまして、起工伺いから契約締結までの流れを示したものです。

まず、主管課で積算及び起工伺いを立てて決裁を取ります。積算額が500万円未満の場合は、 財政課で指名業者の選定、入札執行伺いを行います。一方、500万円以上の場合は、指名委員 会で入札方法及び業者選定の審議をして、承認後、財政課で入札執行伺いを行います。その 後、公告、設計図書配付、予定価格の作成をして入札を行うという流れでございます。

一般競争入札の場合は、落札候補者の決定後に指名委員会で資格審査をし、承認後、落札者 として決定して契約の締結という流れになります。下段には、職務権限規程におけます設計 額ごとの決裁権限の表を記載しております。

続きまして、8ページをお開きください。

予定価格についてです。①から③まで設計の目的を記載しております。予定価格の算定方法 についてですが、算定に当たっては、市場価格や取引の実例価格、数量、規格、価格の推移 及び値引き等について、調査・検討し、適正に定めるものとなってございます。

続きまして、下段の落札者の決定になります。

競争入札によって契約を締結する場合は、最も有利な条件を提示した者、単純に言えば入札 価格が最も安い事業者と契約をするというのが基本ですが、2段目に例外としまして予定価 格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした 者以外の者を契約の相手方とすることができます。この制度を活用したのが、9ページにご ざいます最低制限価格制度、低入札価格調査制度でございます。

9ページの1番の最低制限価格制度です。

不特定多数の者が入札に参加する一般競争入札におきまして、ダンピング防止や契約内容に 適合した履行を確保するため設定をするものでございます。

2番の低入札価格調査制度ですが、競争入札において調査基準価格を設定した場合、調査基準価格未満の入札をした者に対してその金額で履行が可能かどうかの調査を行う制度です。 本市では、総合評価落札方式を導入しておりますが、この場合にこの制度を行っているという状況でございます。

次に、契約の変更になります。下段です。

契約を締結した相手方との協議・合意を経て、仕様内容や契約金額、契約期間等を変更する ことです。

次のページになりますが、天変地異や社会経済情勢の急激な変動による物価賃金の高騰のほか、当初契約時に想定し得なかった事由による増工・増額も契約変更の理由となり得るものでございます。

中段になりますが、契約の履行の確保、VⅢです。

2行目からです。地方自治法では、契約履行の確保として監督又は検査及び契約保証金について規定し、適正履行を確保するため、地方公共団体に監督と検査を義務づけているという条項がございます。

工事におきます検査につきましては、塩竈市工事検査規則第3条で、次のページになります。 11ページになりますが、①の完了検査、②中間検査、③出来高検査、そして④の指定部分に 係る完成検査となってございます。

最後に、契約金額の支払いです。完了検査に合格した後、契約の相手方に対して検査合格の 通知を行いまして、相手から支払請求が来た場合、原則30日以内、なお、工事については、 40日以内に記入金額を支払うこととなります。契約時の概要についての説明は以上となりま す。

続きまして、先ほどの随意契約の説明に入りたいと思いますので、別冊2をご覧いただきたいと思います。随意契約ガイドラインとなっております。

2ページをお開き願います。

随意契約とはでございます。箱枠の下から2行目、太字部分になりますが、地方公共団体の 契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約をすることは、厳に慎むよう 注意することとされてございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

4番の留意すべき事項としまして、太字の①から③の内容に記載しております。

- ①業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随時契 約の理由とはならないこと。
- ②用途に鑑み、品質、機能等において、同一のほかの物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則であること。
- ③随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るような ことはあってはならないことの3点でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

ここからは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号ごとの適用事例の説明となります。 このとおり説明させていただきます。

具体的に、ページ中段の箱枠にございます。例えば、1番の工事又は製造の請負は130万円以下など、それぞれの金額の範囲内において随意契約を行うことができる旨の内容でありまして、この金額の範囲は本市の契約規則第14条でも同じ内容で定めているものでございます。 2つ目が、次の5ページになります。

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするときであります。2つ目の箱枠、要点になりますが、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかがこの方法を適用する場合のポイントとなります。

続きまして、7ページをご覧ください。

(3) になります。この法は、ページー番下の文章にございますが、障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる旨の内容となっております。

次のページ、8ページに続きますが、この号による随意契約の対象となりますのは、上記に 掲げる福祉施設関連施設等において作製された物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れ る契約又は役務の提供を受ける契約となっております。本市では、シルバー人材センターと の役務の契約を結ぶ場合に、この3号を適用させてございます。

続きまして、9ページを飛ばしまして10ページをお開き願います。

(5)、緊急の必要により随意契約をするものでして、第5号となります。2つ目の枠の要点にございます太字の部分ですが、災害時などの緊急の必要があって、競争入札による手続を取ることが目的時期を失し、市にとって不利益を被る場合に適用となります。

続きまして、ページを飛ばしまして12ページになります。

(6)、競争入札に付することが不利なもの、第6号となります。2つ目の枠の要点ですが、 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できるなど有利と認 められるときなどが適用の要件となります。

恐れ入ります。ページが飛びまして、14ページをお開き願います。

(7) の時価に比して著しく有利な価格で契約ができるものでありまして、第7号でございます。これも2つ目の箱枠の要点をご覧いただきますと、一般的に品質、性能等がほかと比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるときに適用されるものでございます。

次の15ページになります。

- (8)、競争入札に付し入札者又は落札者がないときでございます。第8号になります。ページ中段の共通事項をご覧ください。
- ①、入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合。そして、②開札後、再度入 札を実施したが落札者がない場合が、この8号の適用条件となります。

16ページを飛ばしまして、17ページになります。

最後に、随意契約の際の見積徴収についてということになります。塩竈市契約規則第15条の 内容でございまして、1者から見積書を徴することができる場合と、見積書を徴さないこと ができる場合の要件を定めているものでございます。

以上が、随意契約のガイドラインの説明でございます。

次に、総務教育常任委員会資料の12ページをお開き願います。

平成31年2月19日、総務教育常任委員会の所管事務調査報告書を受けての対応についてご説明をいたします。

まず1つ目が、一層、客観性、公平性を担保するためにも、競争性を高める一般競争入札を 積極的に採用すべきであり、地方自治法に定める随意契約に係る要件を厳格かつ限定的に解 釈し事務執行に当たられたいという内容のものでございます。こちらの対応状況でございますが、平成30年度より建設工事以外の3,000万円以上の案件についても原則一般競争入札を採用してございます。また、3,000万円未満で、市契約規則第14条の随意契約の範囲を超える案件については、原則指名競争入札を採用してございます。随意契約については、法令に従い厳格かつ限定的な解釈により事務執行に当たっておりますという内容でございます。

2番です。積算や契約の仕方など、契約に関する事務については、改めて庁内的な研修の実施や随意契約に係るガイドライン等の職員への周知徹底を図られるなど、適正な事務執行に努められたいという内容のものでございます。対応状況につきましては、毎年度、業務委託契約事務研修を開催し、職員の契約に関する事務への理解向上を図っております。また、新たな試みとして、宮城県の担当者を招き、入札・設計に携わる本市職員との意見交換会を本年10月13日に実施したところでございます。第2回目を11月2日に実施予定でございます。この経験を、今後の契約事務の向上につなげてまいります。随意契約ガイドラインについては、全庁フォルダで情報共有をしているというところでございます。

3番、随意契約や一者見積りとした理由・根拠等については、それぞれの所管課において明確で具体的な説明がなされるよう努められたいという内容のものでございます。対応状況といたしましては、契約事務を進める段階において、契約担当と所管課で随意契約や一者見積りの理由・根拠等を確認し、議会等で明確に説明できるよう努めておりますという内容でございます。

4番、災害などにおける契約事務の取扱いについて、平常時から方針を定めておくなど、緊急時においても円滑で適正な契約事務が執行されるよう努められたいという内容のものでございます。対応状況につきましては、国土交通省が定める災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインに基づき、適切な対応に努めており、具体的には、災害復旧のような緊急の必要がある場合においても、地方自治法施行令に定める随意契約を限定的に解釈し、できる限り入札に付すよう努めておりますという内容でございます。

続きまして、13ページをお開きください。 (「ちょっと待って。今、何の13ページなんですか、これ」の声あり)

委員会資料の13ページです。

- ○鎌田委員長 一番最初の資料。
- ○高橋市民総務部財政課長 委員会資料の13ページからご説明いたします。

5番目の随意契約を行う場合の、国による算定基準等が明確に示されていない人件費等の積 算に際して、本市技能労務職員の給料表を積算の根拠としているケースが散見されるが、今 後は当該事業者の給料表を参照するなど、実態に合った人件費を算出されるなど、正確な積 算に努められたいという内容のものでございます。対応状況として、現在は国が示している 労務単価や参考見積り等により、より実態に合った正確な積算に努めており、ご指摘の件に つきましては、順次見直しを進めておりますという内容でございます。

6番、随意契約の公表基準について、現行では特定の契約につき公表することを定めているが、今後は全ての随意契約について、公表するなどの新たな公表基準を定めることの可能性について検討されるなど、一層、透明性の確保に努められたいという内容のものでございます。対応状況として、本市契約規則第14条第2項に規定する特定の契約のみを公表している状況には変わりありませんが、現在は、公平性・透明性の確保の観点から、公表範囲や基準等の見直しについて、調査研究を進めておりますという内容のものでございます。

7番、ほかの自治体において、苦情処理委員会や事後評価委員会等、執行した契約の適否について、第三者機関が審査を行うケースがあるが、それらの導入の可能性について検討されるなど、一層適正な契約事務の執行に努められたいという内容のものでございます。対応状況につきましては、入札契約事務について、審査・答申を行う第三者機関であります入札監視委員会について、令和4年度の設置を目指しており、現在、委員構成や委員の在り方等について、調査研究を進めておりますという内容のものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○鎌田委員長 これより、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。志賀委員。
- ○志賀委員 ガイドラインを拝見しました。ガイドラインというのは、どこまでもガイドライン でこれを守らないで契約するということはあるわけですか。
- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 基本的には、ガイドラインを守って契約をいただくということにしております。
- ○志賀委員 いや、基本的はいいんだけれども、基本外のことはあるんですかということを確認 したいんです。
- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 基本外ということは、ないと認識しております。

- ○志賀委員 ないのね。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それではちょっと確認したいんですけれども、ここの契約の中ですけれども、ガイドラインかな、いろいろ書いてありますけれども、随意契約の場合に、1つの例でいうと、重点分野雇用対策事業のときに、雇用するに当たって人件費、これというのは、雇えるか雇えないか分からないわけですよ、人ってね、この事業費とってもね。だから、当然国からは、実施要項としては、概算払いでやってくださいという実施要項が出ているわけです。それに対して、塩竈市は、概算払いではなくて確定契約で契約をしたと。最初から金額を決めて契約したという答えを裁判所で出していますね。これ、産業建設常任委員会でやったときは概算払いでやっていますという話をしていたんだけれども、それを我々は信じて、信用したんだけれども、裁判では確定契約で契約したんだと。だから、私が申し立てることは嘘なんだということで却下されたんですよ。だから、何か塩竈市のこの契約のガイドラインね、確定契約という言葉は載っていないですよね。私、議会で何回も確定契約あるのかないのかと確定契約の発言をしているわけですけれども、だから、そこのところを、いや、最初から契約のときに確定なのか、概算払いなのか、そこのところをはっきりすべきだということを申し上げたんだけれども、全てがうやむやのままに終わっている。だから、今の塩竈市の契約の中で確定契約という概念が存在するのかしないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 確定契約となるものは、やはりそれは存在していると思います。思いますというのは、ちょっと言い方が失礼かもしれませんが、あり得ます。それは、契約落札業者が入札によって金額が決まって、それで行うというケースもございます。ただ、ものによっては、確定できない、いわゆる契約の中で精算をして、それから年度末とかそういったものに精算をして、変更して決まった金額をお支払いするというケースもございます。いずれにしても、先ほども財政課長が説明いたしましたように、今、本当に契約の抜本的な見直しを進めております。今のようなご意見もちょっと踏まえまして、どのようにできるかということは、今こちらでも調査研究させていただいておりますので、もうしばらくそれは、お待ちいただければと思います。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 やっぱり確定契約というのは、存在するという考えでよろしいですね。ただ、人を 雇用するというのは、雇用できるかどうかは分からないわけでしょ。例えば、新しい事業で、 重点分野とかで、そういう事業が最初から提案のときに、金額の確定、相場の確定できるん ですか。それで契約していいですかということを現に介しているわけです。そういう契約を 過去にしているという事実があるわけであります。ただ俺がないですかと言ったら、ないで すと言うからさ。そういう事実があったということでね。それをまた、皆さん、ちゃんと認 識してください。過去の前の市長の下では、そういうことが許されたと、裁判ではそういう ふうにずっと言い続けて、結局、その確定契約というところで私どもの説が却下されたんで す。それで、結局、あの重点分野の場合は、完了検査のあれをちゃんと完了検査を全履行す ることということが要綱の中でうたわれている、決まっているわけね。ところが、完了検査 を塩竈市は、しないで金を全部払っていたという、また、事実も明らかになったと。

じゃあ、完了検査はどういうことをするのかといったら、買ったものと領収書の突き合わせ をする、それと直接事業に関係のない品物は認められないということも、うたってあるんだ けれども、一部の事業者には直接関係ないその事業所のいろんな費用を全部認めさせて、人 数割でやっておった人たちの経費を算出して、結局つじつまを合わせているとかね。それで、 それでも足りないので、仕事を実際していない技術管理者の人件費を4年間で3,000万円近く 払っているわけ。そういう事実があったわけです。だから、そのガイドラインも結構なんだ けれども、結局はトップの指示でそのガイドラインがねじ曲げられてしまったという事実が あるわけね。認めたくないんだけれども、あるわけ。俺は、それを議会でさんざん言ってい るんだけれども、職員の皆さんは、皆さん黙って何も反省しない。結局そういうところでの チェックというかな、なされていないという現実があったわけです。それと、浦戸のがれき 処理一時仮置場にしたってね。これも我々には、単価契約だ、単価契約だとずっと説明して いたんですね。ところが、裁判では総価契約だと変わっちゃったんです。要は、最初から総 額が決まっていて契約したんだと、だけどその総額が決まって契約したんだと言いながら見 積書も契約書もない。そんな中で裁判が、裁判官は認めたんですよね、総価契約。だから、 単価契約は却下という形になってしまった現実があるんですけれども、ただそういうところ をやっぱりしっかりとガイドラインを細部にわたって決めていただくということが大事なの かな。やっぱりこの随意契約の中で、単価契約なのか概算払い契約なのかということをしっ かりと、うたうとか、あと単価契約は単価契約で当然単価契約の目的というのは、それだけ

事業の物量が分からないから単価契約をするだけであって、それをがれき処理一時仮置場について、総価契約だといったら、逆にその総価契約をした根拠を議会で本当は議論になるわけです。それが、一切議論にならないということは、単価契約だからということで一切議論にならなかっただけの話であって、単価契約からいくと、結局、請求額がおかしいでしょうと裁判所への申立てたのを、それが総価契約に途中からなっちゃって裁判では負けたということになるんだよね。だから、何ていうか、トップのさじ加減でころころそういうことが変わっていいのか。だったら、やっぱり職員の方々もちゃんとそれは、市長違いますよと言えるだけのものがないと駄目じゃないかなと思って聞きます。だから、そういうことも確認で、総価契約という概念はあるんですか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 ちょっと今、様々なたくさんのお話を受け止めるというのは、かなり難しいお話でございますので、大変恐縮ですが、これからというところをちょっとお話し申し上げたいと思います。

私たち、様々な契約の案件というのをかなり積み重ねてきたという経緯がございます。過去の件も踏まえて、何がよかったか悪かったかというところを総点検はしたいと思います。ご指摘の話というのは、一つは一方では確定、それぞれの概算という考え方というのがそれぞれの種類によって違うんじゃないかなと思います。例えば、競争性を高める、その中で入札行為の中で一番最低価格者、これはやはりこの決まった金額でやっていただくという業務もあれば、やはり最終的には精算行為が必要な委託業務もあるんだと理解しています。ですから、そういったものというのを今、先ほどもお話ししましたように、今回の見直しの中でいろいろと調査研究をさせていただく中で、概算であるべきもの、やはり競争性を高めた上で優位な金額で請け負っていただくような考え方を整理した上で、来年度の見直しにそれを項目的には入れていこうと考えております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 今、私が話したのは、まず議員の皆さんが共通認識を持っていただきたいと思って 話したんですよね。過去に、こういう事象がありましたよと。私、職員さんの方を責める意 味でやっているんじゃなくて、議員間で共通認識、こういった問題があったと。それを踏ま えて、今後、その契約のガイドラインについて、総務教育常任委員会でどういうふうに議論

するかということが必要であろうというところなんですよね。それで、やっていくうちに経 験上されたのは、議会で問題が生じたときに、議会で委員会を開いてやっていると3か月た っちゃうんですよ。すると、3か月たつと住民監査請求もできないね、もう時効で。そうす ると、議会として真実が追及できないですね。私の場合は、重点分野については、私が産業 建設常任委員会委員長をやっていて、おかしいのは分かっていて、その前に危険家屋解体が 時効で却下されているということがあったので、3か月、委員会途中に、私は住民監査請求 をして、最後はという裁判をしたと。それについては私、責められました。委員長、何やっ ているんだと。だけど、時効になっちゃったら返還請求という手段が取れなくなっちゃうん ですよね。そういう議会としてのジレンマも当然あるということも、やはり皆さんでちょっ と認識していただいて、そうしないと事実関係の探求ができても返還請求できなくなっちゃ うんです。出しっ放しで終わっちゃうんです。それと、水増し請求の場合は、市当局、塩竈 市が被害者ですから、被害者が請求しないと、要するに塩竈市が返還請求しないと、これは 事件にならないわけです。民、民の場合は、水増し請求されたの分かったら誰でも請求しま すよね。だけど、官と民では、往々にしてそういう請求しないこともあるというところで、 怠る事実という法律でもあるんですが、それは、官の場合が返還請求を怠ったと認定された 場合は、この返還請求の権利というのは時効がないんですということが分かった。そういう こともちょっと頭に入れておきながら、こういった契約案件ということをいろいろ議論をし ていかないと、本当の意味でのチェックというのがやっぱり我々できないのかなという感じ がしています。ですから、これを機会に、この平成31年に所管事務調査報告をやったわけで すけれども、2月にね。ただ、これ以降もどうも守られていない節が多々あるという、これ もまた事実ですし、そういったことも含めて、今後いろいろ取り上げて勉強していく、いき たいなと思っています。よろしくお願いします。

- ○鎌田委員長 ほかございませんか。土見委員。
- ○土見委員 ご説明ありがとうございました。ちょっと説明いただいた内容ですね、細かいところに入る前に説明いただいた内容を確認させていただきたいと思います。

まず初めに、資料1の委員会資料の13ページ、確認です。随意契約の人件費の積算についてなんですけれども、この箱枠に書いてあるように国が示している労務単価や参考見積り等を基準にして積算されているという認識でよろしいかと、あと、これ自体というのは、いつからここを参照するようにしたのか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 総務教育常任委員会の所管事務調査報告書の中で、ご指摘をいただいた内容でございます。そういうものを受けまして、現在労務単価や参考見積り等で実態に合った正確な積算をしているというところでございます。いつからというのは、どの部分がいつからと。
- ○土見委員 見積りの根拠をそこに求めるようになったのは、いつ時点からですかという質疑です。
- ○高橋市民総務部財政課長 それは、現在進めているというところでございます。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 すみません。答えになっていないと思いましたので、ちょっと私から。 基本的に労務単価というのは、県の土木積算単価というのがございます。こういったものを、かなり以前からもずうっと使っています。それから、あといろんな具材関係は物価本というのがありまして、そういったものを参考にしていわゆる物品関係の単価というものを参考にする、あるいは、人件費であればいろんな職種がございますので、例えば、運転手、世話役、あるいは、計算要員、そういったものを単価を使って積算するというのは、かなり今回のところはやっております。しかも、土木積算システムというのが建設部門にございますので、単価が変わればそういう入替えして、その単価で積算をするというようなシステム化も進めておりますので、かなり以前からという形になります。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。すると、近年、特に人件費に関して大きく基準を、こちらから見る基準を変えたというところはないということですね。はい、ありがとうございます。次なんですけれども、何点かいいですか、委員長。
- ○鎌田委員長 はい。
- ○土見委員 ありがとうございます。

同じ資料の6ページ。ちょっと前後して申し訳ないんですが、長期継続契約ということであります。この契約を単年度とするのか、じゃあ3年にするのか、5年にするのかという契約年度を変えるときの根拠というのはどういうふうになっているのか、そこをお伺いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 長期継続契約は、もともと地方自治法に規定されてございます。内容は、第234条の3ということで翌年度以降にわたって、例えば、電気、ガス、あるいは、水の供給、それから電気通信機器の提供、この場合に限っては、予算化をすることによって複数年ずうっと長年にわたって契約してもできますよというのがこの長期継続契約という趣旨になります。ただ、この法律上で、この業務以外に関しては条例で定めなさいというように規定がございます。本市は、今のところ条例は定めておりません。ここの法律に基づく電気、ガス、水の供給、これに関しても予算化をして、いわゆる特定の事業者さんと長い間契約を進めさせていただいておりますという中身になります。条例上に規定されているという実例も幾つかの市がございまして、例えばですが、ある市においては、例えば、建物の清掃業務委託でありますとか、有人の警備業務、こういったものを条例に規定すると長期継続の長年の複数年契約ができるという自治体もございます。本市ではそれを行っていないという形で、あくまでも債務負担行為でもって議会の議決に付して複数年契約を行うというやり方をしております。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと言い方というか質疑の仕方がちょっと不足だったのかと思うんですけれども、債務 負担行為として議会に付す上でという形で上程していただくときの、その基準というか何で これを複数年にするんだと、本当は議会ですべき話かもしれないんですが、そのときどうい う基準、一般的にどういう基準だと複数年に切り替えということを当局としてはやっている のか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 主なるものでご説明したいと思いますが、例えばですが、警備業務、これも機械警備の場合ですと、毎年変えてしまいますと機械の相乗関係で逆に高上がりになってしまいます。そういった経費の節減のための複数年契約というものもございますし、それから国の予算の取り方、例えば、国が複数年、いわゆる国庫債務負担行為というものを行っている場合、当然我々も実際、連動した形で複数年の債務負担行為をもって工事に係る事業を行うというケースもございますので、そういったものを一つの基準の考え方として今進めて

いるというものです。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。理解しました。

続きまして、同じ資料の9ページです。9ページの契約欄、契約変更のところになるんですけれども、ここの一番最後ですね。10ページになりますが、ただし、当初の契約内容で落札することができなかった入札者との公平性をというところを読んでいてちょっと気になったんですが、よく工事契約だと、掘っていたらいろんなものが出てきたのでということで追加になったりというケースが多く見受けられます。実際そういうふうにして追加していくと、僕たちとしては、何だ、じゃあ最初に低く見積もっておけば、あと適当に上げられるんじゃないかというふうに勘ぐってしまうところもあるんですけれども、それって基本は、事前に多分調査をどれだけ丁寧にやったかというのが大きなものなのかなとあるんですが、この事前の調査のやり方によってまず初期の入札額って業者さんがどう出してくるのかというのが、変わってきてしまうと思うんですよね。でも、最初に念入りに調査をして、中に何かが埋まっていることを認識した上で入札する方と、いや、そこは、後から追加すればいいやということで低く入れるというふうにすると、もう事前の段階で入札者によって公平性というのが失われてしまう可能性があると思うんですが、その最初の事前調査というのは、ちょっと知らないので教えてほしいんですけれども、市としてやるのか、それとも業者としてそこもやるのか、その辺りを教えていただければと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 おっしゃるとおり変更がするということは、まず本来はあってはいけないんですが、ただ工事の場合ですと、例えば、補助事業、下水道でありますとか、いわゆる開削をして工事を進めるというケースの場合、塩竈市の場合は非常に地盤が軟弱でありますので、事前の設計業務の中に地質調査も入れています。その地質調査というのは、やっぱり一応土壌でありますので限度がありますので、コアといいまして中心になるところ数か所を選定して、その地質の調査の結果、推定の地盤というものを作っていくんですね。それによって工事の実施設計に移っていくという形で工事額がそれで決まっていくやり方なんです。ですから、あくまでも部分的に採取して、推定地盤を計算するというやり方でやりますので、やはりご指摘のとおり、掘ってみたらば岩石が目の前にあった、あるいは、軟弱地盤でかな

り深いところまで地質改良をしなければならないというケースも発生してしまうということがございます。ただ一般的に、国土交通省事業でもそうなんですけれども、基準として30%というところを基準にしております。いわゆる30%を超えるような場合は、普通は分離発注、別契約として行うという考え方、これ国土交通省の各整備局のガイドラインなんかでも散見されます。ですから、一元の工事としてやはりやらざるを得ないというケースの場合、それは30%を超えてもその理由がしっかりしているんであれば、やはり行うことはできるという解釈もガイドラインにあるみたいですので、本市としてはよほどの大きな事由がない限りは、やはり別契約というものをまず念頭に置くということ。ただ一連の工事の流れとして、例えば、経費の問題、いわゆる現場の管理費、あるいは、共通の仮設費、こういったものに一連の工事でやった場合に安く上がるというケースもございますので、そのケースによっていろいろと内容を検討して決めていくというやり方が一つです。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 すみません。ちょっと確認したいところがあるんですけれども、そうすると調査業務の段階で地質調査をするということなんですけれども、それ自体は、実際の工事をする業者さんとは別に事前にやっておいて、その上で工事の仕様書を作って入札をしてもらうという認識でよかったんですか。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 いわゆる指名登録だったり、あるいは、国土交通省の登録の中で工種なり 業務内容というものを登録をされております。その中で、工事業者さんが例えば、地質調査 業務もそういった登録をされているとなれば同時にはできますけれども、工事業者は、一般 的には土木工事ということで登録されているケースがあって、やはりコンサル、地質調査、 設計というふうに、得意分野の会社さんも別にございますので、どうしても別なものになる という状況です。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。そうすると、追加の工事が発生するというのは、どの業者 さんがやっても、やはり同じようにそこは発生するという考えでよろしいですね。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 全てとは言えないと思います。例えばですが、道路の改良工事などでは地

質も大きく変わるというケースは少ない場合が多いと思います。既に道路ができて、それを 改良としてもう1回掘り直したり、アスファルトを取り外して新たにやるというケースはも う地盤分かっているわけですから。そういったものに関しては、もう最初の大きな変更はな いということもございます。そういう意味ではないということです。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 すみません。聞き方がおかしかったです。

一つの工事においてです。一つの決まった工事において、どの業者さんが落札したとしても、 もし追加工事が発生するのであれば、同じく追加工事が発生するとそういうことですね。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 そこは、委員さんのご指摘のとおり、どの業者さんであっても変更が必要であれば、当然ながら変更契約で増額、あるいは、増減の変更を行うという手続を行います。 以上です。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

では、次の質疑に移らせていただきます。

随意契約のときの一つの理由として、競争すると時間がかかってしまうというのがあったと思うんですけれども、実際にこの競争入札で一般でも指名に要した時間、それぞれした場合と随契にした場合で、実際日数としてはどれくらいの違いが出てくるのか教えていただきたいと思います。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 まず一般競争入札ですけれども、大体公告をしてから約1か月程度、公告から入札までかかるということでございます。あと指名競争入札につきましては、大体 2週間。指名業者を指定して、そこに入札のご案内とかをして2週間。あともう一つは、随意契約については、7日から10日と。1週間から10日くらいだということで、随意契約であると大分短い期間で契約締結まで行くという内容でございます。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、指名と随意の間としては7日から4ぐらいの差が、随意にすれば早くなるとい

うことで、それくらいのスケジュールをどうしても削減したいというときに随意になってい くということでよろしいですか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 基本的に、期間を短縮するために随意契約という考え方は取っておりません。それは当然ながら、発注担当課の工程というものに問題が出てくる話になりますから、契約担当としてはそういったことがないようにまず努めます。あくまでも期間短縮のための随契ということではありません。そこは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

あともう一つ、随意でお伺いしたかったのが別冊2の14ページです。14ページに、この時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときというお話があって、ここを見たときに、一般、例えば、入札をするよりも随意でやったほうが、すごい有利な価格になるというケースがちょっと自分の中で想定できなかったものですから、実際どういうケースがここで見込まれるのか。その部分をちょっと教えていただければと思います。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 14ページの工事等のところに書いてありますが、例えば、②の事由でいいますと、特定の施工者が開発して、または、導入した資機材、作業設備等を利用することによりまして、その著しく有利な価格で契約することが認められるなどですね。そこの施工者が開発したものとか、その施工者が資材等を多量に現場付近に所有するとかそういう内容で安くなるというもので、この随意契約の7号ということになってございます。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- 土見委員 ありがとうございます。

なんですけれども、例えば、資機材が近くにあったり、低コストに抑えられるような方法が あったりというのだと、一般競争入札になってもそこで強みとして出てくると思うんですよ ね。なので、競争にしても、そのメリットというのは変わらないと思うんですけれども、そ れを逆に随意にしてしまうと、競争が働かないために、本来そういう方法があってコストダ ウンができるのに、ちょっと上乗せしてやろうということもできてしまうというのもあって、 これを競争入札をしないという理由にはちょっとならないような気がするんですけれども、 この②で示していただいた理由というのは、競争入札では有効に働かないものなのか。ちょっとそこを教えていただければと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 工事に関しては、ほとんどこういった本当にこの条項に適用するというのは、あまり私の経験上ないです。安いから工事ここだということはないですね。やっぱり結局は、工事に関しては、競争入札を行うとしております。

ただ、先ほどちょっと財政課長の説明したシステム関係ですね、例えば、住民基本台帳システムでありますとか、一度それを作った業者さんがまた取ってしまうというケースがあります。これは何がお金がかかるかというと、いわゆる別な業者さんになってしまいますと、データの移行料というのが別にかかってくる。それによって価格が安くなるような随契にしてしまっているというケースは、今も続いているところもあります。そこはちょっと見直しをかけなくちゃいけないと思っておりまして、つまりデータ移行料の削減を含めた契約を行うというやり方もございます。ですから、高上がりになりますけれども、今までのケースだと。ただ、そうしてトータルコストとして全体的に安くなればいいという考え方もできますので、今後は競争性を高めるためにもデータ移行料も含めて、こちらで資料を作り、そして平等に参加できる環境をつくった中でコストを下げていくというやり方というものを進めているところもありますので、順次切り替えていきたいなと思っております。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 そのデータの件もということは、一般競争入札にしても同じように優位性が働くと、 もう値段とかこの理由にはちょっとなりにくいかなと思って、ちょっとここの (7) ですか、 この部分のケースというのは、どうしてもやっぱり自分の中の頭に浮かばないなとそう思っ てしまったというふうな、ちょっとその先に進みたいと思います。

次になんですけれども、ちょっと資料のどこというわけではないんですが、積算の仕方ですね。入札予定価格の積算の仕方というところでお伺いをしたいんですが、決算特別委員会のときに資料として出していただいたものを見ていると、意外と予定価格と実際の入札価格が本当九十何%という形で非常に一致した、要するに先方の積算してきたものと市役所の積算してきたものが非常に似通っていると、価格として。ということが散見されたんですけれども、なぜそういうことが起きるのかというところをちょっと説明いただきたいなと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 ちょっとほぼ考えられるものとしてですが、かなり90%を超えるような落札率というケースは、一般的には1回の落札ではなくて2回やったり3回やったり、3回は最後なんですが、そうやってだんだん予定価格に近づいていくというケースはまずあります。そういった複数回数行うことによって100%に近くなっていくという見方はあるかと思います。ただ一方で、1回目の落札でもう100%に近いような数字となると、これは、ちょっと契約担当としては非常に残念な結果にまず思っております。ただ考えられるものとしてですが、先ほど県の労務単価でありますとか、あと土木の積算システムとか、一般的にソフトとして出回っているものもございます。ですから、業者さんとしても、どうやって積算するかという内容が、ある程度分かっていらっしゃるというケースもございます。土木には、これは往々にして結構ございます。ただ建築になりますと、これは図面発注になりますので、それはもうかなりばらばらな金額で入札されるというケースがございますので、そういった大きく2つの理由で近づいていっているんではないかなという見方をしてございます。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。何か本当に一発で、しかも複数あるのに、みんなが99. 何%くらい出してきてすごいなというのがよくあったので、そこが気になったので質疑させていただきました。かといって、一方で何かみんな60%とか70%ぐらいのところで出してくるところもあって、同じ業者さんなのに何でこんなに積算違うんだろうなと不思議に思うところもあったので、そこは個別の案件になってくるので、後々にさせていただきたいと思います。

あとちょっと同じく気になった点として、せっかく競争入札をして、一般競争、もしくは指名競争という形で入札にしているのに辞退される業者さんというのは非常に多く見られたかなと思いますし、その中で。そうすると、せっかくの競争入札のメリットというのが生かせなくなってくるのかと思うんですけれども、その辺りの、どうしてそういうことが起きるのかという理由を市としてどう考えているのかと、あとは健全に競争してもらうために、どのような手立てを取っているのかというところを教えていただければと思います。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 やっぱり業者さんに多く参加していただくという条件をつくるということ

があろうと思います。まずは、議会でも答弁したことがありますけれども、やはりきちんと 日数を確実にちゃんと取っておくと、業者さんが入りやすいように検討しやすい期間という ものをきちんと設けるというのが大事で、まずはあろうかと思います。それから、あと業者 さんの参加を促すためには、いろんな条件、まずは大きなスケジュール管理の公開にもござ いまして、今ちょっと何を言うか忘れてしまったんですけれども、業者さんの参加の優位性 を……すみません。ちょっと忘れてしまいました。整理した上で答弁申し上げます。すみま せん。

以上です。

- ○鎌田委員長 以上ですか。ほかございませんか。小高委員。
- ○小高委員 まず、冒頭ご説明いただいてありがとうございました。

それで、次のお聞きされたところと関連してくるんですが、ちょっとこの間、特にこれまでお話のあった随契の部分で、例えば、監査の資料なんかでよく見られるのが、例えば、土木の所管の部分で、結構数が多いので今後はみたいなところでの指摘が監査資料の中に幾つかあったと思うんです。このぐらいの件数があって、ここについていって見直しをかけるべきではないかというような監査の意見でこの間いろいろ点検をしたと思うんですが、一方で今回ガイドラインを出していただきまして、基本的にこのガイドラインというものがしっかりと根本的には守られていればそういった指摘というのは、そこの関係で出てこないのかななんていうふうにもちょっと思っておったんですけれども、実際そういった指摘をされていたと。その指摘の中身というのが、例えば、このガイドラインを踏まえて、それでも減らせということなのか。あるいは、このガイドラインから一転離れたような形で契約が行われたらというところが、数が多いよというところの指摘の中身なのか。その辺り、どのように受け止めをされているのか、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 まず監査委員のご指摘で、まず当市の契約の随意契約の中で多いのが随意契約の第2号ですね。その性質又は目的が競争入札に適しない契約と、ガイドラインの5ページになりますが、この契約が多いということでございます。恐らく、指摘の中では本当にそこしかできないのかというところをもう少し、例えば、担当課で吟味してほしいという内容での監査のご意見だと捉えております。
- ○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。指摘としては、一応随契としては行われたけれども、その実際のと ころの性質、あるいは、目的が競争入札でもできたものもあるのではないかと、そういった 中身で、そういった部分での契約について、しっかり見直してほしいということの指摘と受 け止めているということで理解をいたしました。

それで、この間、先ほどの積算のお話もあったんですが、例えば、何ていうんですかね、一般的に契約事務で積算をして決裁を受けてとその一連の流れの中で、例えば、何ていうんですかね、その先ほどの期間が短いとかそういったお話もあったんですけれども、その辺りの流れの中で実際にその競争入札しなきゃいけないんだけれども、実際のところ、実際のところですよ。例えば、何らかの修繕工事ですとかそういった部分も含めて期間がないと、あるいは、マンパワーが足りないというような中身の中で、こういったいわゆる随契というところでやってしまったけれども、ちょっとこれはおかしいですけれども、実際にそういったケースもあってのことなのかなと心配をしておりましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 こういったガイドラインに基づかないものとして、監査がしているケースというのがあったかという認識なのかと思います。やっぱり一般的に修繕となりますと、それが設備とかになりますと、やはりそのメーカーさんでありますとか精通している業者に発注したほうが早いという方、それからあと金額も安くなるんだろうかというケースもありますので、やっぱりメーカーに、要は設計をよくしているケースも中にはあるんじゃないのかと。それに関して、監査が厳しく指摘するということではないかと思いますので、やはり何かの理由が欠けていて、今回の随意契約には合致できないんじゃないかという指摘、そういったところがあったかと思いますので、担当ではそういったことをちゃんと受け止めて競争入札に付すということを監査の指摘事項に対して回答をしているはずでありますので、そういったところでこれからも注意喚起をしていきたいと思います。

それから、お許しいただければ、先ほど途中で終わってしまった答弁だったんですが、いわゆる参加者の数を増やすという形の中で、一般競争入札については、先ほどもお話ししたように日数というものとかスケジュールをきちんと管理した上で、多くの方が参加できる環境をつくっていくということ、辞退として考えられるのは、やはり指名競争入札なのかなと思います。こちらとしては、できるだけ地元に発注したいということで促す形でやっているん

ですが、最近ですとやっぱりいろんな資材の高騰があって、なかなか合わない。あるいは、 ほかの自治体の業務、あるいは、国や県とかそういったものを取って受けられないと、指名 したにもかかわらずやっぱり辞退されるというケースがあります。ですから、そういったと ころというのは、我々としても辞退された方、結局、落札ができなかったケースの場合は事 情を聴取させていただいておりますので、業者さんの実態把握などもさせていただきながら、 これからも皆さんが参加できるようなこと、そういったことに努めていこうと思っておりま す。

なお今、物価上昇に関してですが、急激に、契約が終わった後で急激に物価が上がる、これによって非常に業者さんが困るケースも出てくるかなと、今後はそういったケースが想定されますので、それはルールに基づいて物価スライド条項というのがありますので、そういったもので契約を変更する中で業者さんの債務にならないような、そういったこともしなくちゃいけないなとは思っております。すみません。

以上で終わりたいと思います。以上です。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 説明をいただきました。それで、いわゆるじゃあ一般競争にしようと、あるいは、 随契にしようと様々な選択肢でお考えになられて進んでいくんだと思うんですが、ちょっと うわさじゃないんですけれども、ないならないということではっきりおっしゃっていただけ ればいいのかなと思うんですが、例えば、積算を組み立てているという段階で、例えば、そ の積算を立てる段階から業者さんと相談をしながら積算をするということがいいことなのか、できるのかどうか、そういうことがあるのかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 そういうふうな、言い方は悪いですがそういうこともございます。例えば、特殊なプラントでありますとか、自分たちで積算できない分野、これは国や県も同じなんですけれども、あるいは、特許を持っているとか、そういったところというのは、やっぱり参考見積りを取るという決裁になります。あくまでも工事の一部分になりますが、我々で積算できない部分というのはどうしてもあります。そういったところをきちんとうちの制度上は、副市長を委員長とする見積徴収委員会というところで、この分野について、業者さんの見積りを取りたいという手続を踏まえた上で業者さんに見積りを取ると。ただし、その1者では

なくて複数業者を含めて、その中で一番安い見積額を積算の根拠とするというケースはございます。

以上です。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。そういった限られたケースといいますか、技術的に難しいケースといいますか、そういった部分については、あるんだろうなということがあったんですけれども、その一方で何ていうんですかね、非常に日常の業務の忙しさですとかそういったところの中で、仮にそういったことがあるとするとちょっとこれは大変なのかなと思ったので、ちょっとその辺りが心配だったということでお聞きをいたしました。それで、決算特別委員会の際に、いわゆる契約の在り方について、今後検証を行っていくということで、市長からもお話をいただいたわけなんですが、その検証の中身について、例えば、今どういった形で考えていて、これこれこういうふうにやっていきますよみたいなところがあればお聞きをしてみたいと思います。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 契約の事務は、先ほど財政課長からお話があったように、かなりの工程があってようやく契約、そして締結に結びつくと、そのプロセスの中でやはり課題というのはそれぞれあるという認識を持っております。しかも、工種といいますか、工事なのか、測量なのか、設計なのか、これによっても様々な見直しが出てきております。ですから、全般的にいってそういった全ての契約の中身が、本当に適正なのかどうかというところをまず自ら検証するということを今進めております。併せまして、自らだけではなかなか本当に検証しているのか、本当にこれでいいかというのがございますので、各年度末になってしまうかもしれませんが、専門の方々にご協力、ご審議をいただく中で、契約時の在り方検討会というものもこちらで外部の皆さんに本市としてはこういうふうな手続を進めて考えておりますということをお示しした中でご意見をいただくという形の中で、市もそれから外部のチェックもという形で今見直しを進めたいと思っております。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。いわゆる適正な契約の在り方というところについては、ぜひ進めていただければと思うんですが、それに加えて私たちの会派の考え方というか、捉え方の部分

になってくるのかも分かりませんが、いわゆる適正な契約行為を行う際に係る労力ですとかそういったものが日々の業務と合わせて、そういったものに耐えられるような新体制になっているのかどうかというところも私たちとして心配がありまして、例えば、技術職の人数ですとかそういった部分も含めて、果たして適正な契約、これが適正な契約だからやりなさいというだけでは、なかなか解決しないのかなというような面もありまして、その辺り、例えば、年間の業務量と一定の契約、このくらいあるのかなというところの見通しも含めて、その辺で新体制の部分も併せて検証できるような形がとれればなおいいのかなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 ちょっと人事のことも深く絡んでくる話かと思いますので、確かに建設部、あるいは、教育委員会で審議して技術職の不足というものももちろん総務部には届いております。今春の採用の中でも建築職を採用したいということでは確保できそうだという状況があります。ただ、土木職の中でも、それから電気職がやはり見つからないという形で、今は会計年度任用職員の方、任期付きの方で何とか対応できているということですが、やはり本採用の人が集まらないという問題があります。そういったことに関しては、今建設部と協議を進めているんですが、例えばですが、各大学との連携、あるいは、包括連携の中でそういった工学系の専門の大学とそういった協定の中で人材確保ができないかということを、今検討したいというところの入り口に、今入っている段階でありますけれども、そういったことも含めて、専門職、技術職、こういったものが確保しなくてはならないと進めております。今とにかく建築職、土木職かんとかというところありますが、そのほかのちょっと電気職とかあとは設備ですね。空調設備でありますとか、給排水、こういったところの職種もなかなか今入っていないということがありますので、正職員が入るまでは、当面、会計年度任用職員の皆さんのご協力をいただく中で何とかそういった事務を行っていただくと思っております。

以上です。

- ○鎌田委員長 その他。菅原委員。
- ○菅原委員 じゃあ私からも、皆さん質疑されたので大体の理解をしましたけれども、ちょっと何点か分からない部分を確認させてください。

委員会資料の7ページなんですけれども、この塩竈市の契約事務の流れということで、大体

図柄が出ていますけれども、大体理解するものなんですけれども、この一番下に50万円を超える業務委託契約に係る起工伺いという形であります。500万円以下が課長の決裁ができるということ、また、2,000万円以下が部長の決裁とあるわけなんですけれども、これは、全て課長が、決裁が、権限があるために、部長とか副市長、市長には、この辺の決裁、中身というのは示されるんでしょうかね。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 基本的には、500万円以下ですと課長決裁になりますので、基本的には、部長とか市長までは行かないというもので、課内の決裁になるということです。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 補足をいたしますと、7ページの下の500万円以下とか課長決裁というのは、なかなか市長まで丁寧に入ることがありません。課長の中でとどまると。ただ、部長以上になりますと指名委員会にかかっていきます。指名委員会で先ほどお話ししたように、副市長が委員長として各部長が構成員に登録して、その決定権なりを審査していくと、その指名委員会の結果というものは、必ず市長まで報告する形になっておりますので、ここでいわゆる部長以上については、市長までは報告をさせていただいているという状況です。

- ○鎌田委員長 その他。菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。なぜ、私質疑したかといいますと、やはり現場で何かが必要だとなった場合に、係があるわけですけれども、そこでやはり契約が行われるという形になると思うんですよ。その中で、やはり課長が判断、判を押すのか分かりませんけれども、結局は、例えば、ちょっと間違った契約になった場合に、その判断は、やはり課長、または部長が責任を負われるのか。そういった部分というのは、きちっと精査されるのか。その辺ちょっと確認させてください。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 部長以上は、指名委員会の中で、複数の目でチェックをかけますので、誤りのあった場合はすぐ訂正させるというのはもちろんですが、ただ、今ご指摘のありました課長の場合という形になりますと指名委員会に上がってきません。ですので、こういったところは、まずは担当部とそれから課内でやっぱり複数の目でチェックをしていくという形の心がけ、そういったところをこちらとしても促してはおります。ですから、複数の目で、何

かこういったところの不安があれば、必ず同僚、上司、上司にあっても課長だけではなくて 部長までという相談体制の中で物事を確認するようにというところの指導はしてございます。 以上です。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 できれば、本来であれば、こういうのがパソコンとかに多分契約の中身が入ってくると思うんですけれども、そういう閲覧ができるような体制が間違いは少なくなってくるのかなという部分が、私の中ではちょっとあるんですけれども、当然、誰が見てもやはり、例えば、教育委員会なんかでもやはり契約する場合がありますけれども、とにかくそれは、教育長が多分最終的には責任を取られると思うんですけれども、そういった部分で閲覧できるような体制も必要なのかなと私の考えなんですけれども、感想でございます。

それから、先ほどのガイドラインというのがございましたけれども、これずうっと見ますと、 本当にこれを全てやるとなったらがんじがらめになって、なかなか人件費とか随意契約なん ですけれども、極力はしないほうがいいわけなんですけれども、このガイドラインというの は塩竈市のガイドラインなんですか。それとも、国が示されているガイドラインなのか。そ の辺はいかがなんでしょうか。

- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 基本的には、国で定めている随意契約のガイドラインで、地方自治 法施行令に基づくものということになります。一方で、塩竈市の契約規則の中でも随契については定めておりますので、その中でも1者見積りができるもの、できないものということで定めているところでございます。基本的には国という。
- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 できれば本市独自の、やはりガイドラインというのも必要なんじゃないかなという ふうにあると思います。ほかの自治体も見ますと、やはり独自の随契のガイドラインを作っているところもございますし、あと施工なんか、設計額が高額なものなりますと、やはり設計の部分でコンサルなんか入る部分も多分中には書いているかなと思いますので、そういった部分で、このコンサルでも、いいコンサルと悪いコンサルも多分中にはあるかなと私は思っております。やはり、塩竈に合った設計も必要ですし、といったものもこういうガイドラインの下でやられたほうが私は何となくいいかなと思いますので、国はやっているところは、私の見た限りではすばらしいガイドラインになっているかなとは思うんですけれども、ぜひ

ともそれらも検討していただきたいなと思います。

それから、もう一点ちょっと私、今分からない部分なんですけれども、一般競争入札でなかなか期間が、入札がないということも多分あると思うんですけれども、そういった期間を延ばせば入ってくる可能性というのはあるのか、それとも、ないのか。1回なり、再度入札というかそういったものをかけると入ってくる場合があるのか。あまり期間を延ばしてしまうと、予算関係も多分入ってくるのかなという、そういう支障はないのかなというのがあるんですけれども、そういったことはいかがなんでしょうか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 先ほど、期間の日数の確保というのは、一つの例であります。業者さんが 入りやすい日数をきちっと確保するということでありますけれども、やはり社会情勢とか経 済状況によっても業者さんとしては入れる、入れないタイミングというのがあるんだと思います。今後大きな課題としては、こちらが捉えておりますのは、発注の時期というもの。業 者さんにとって、この時期だったら取りやすい時期というのがあろうかと思いますので、そ の辺については、総務部だけではなくて、建設部とかほかの事業担当も交えた上で、そういったスケジュールをちゃんと管理していく中で受注をしていただくという取組、努力というものが必要かと思っております。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。一般競争入札は、みんなが参入ということではあるんですけれども、 例えば、1者になりましたとなった場合に、それは随契になっていく考えでよろしいんです かね。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 一般競争入札を目的として、結果的に1者になったという場合、これはやはり随契ではなくて、最初から目的は競争入札という形になりますので、扱いとしては競争入札と。初めから随意契約を行いますというケースの場合は随契になりますが、結果的な話となってしまいますので、やはりこれは競争入札として、結果は残るということになります。以上です。
- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。1者になると、やはり事業者さんの多分、価格に合わせなくちゃい

- けないのかなという部分があるのかなという思いがありますので、それは分かりました。 私からは以上です。
- ○鎌田委員長 ほかございませんか。 (「はい」の声あり) じゃあ、休憩を取って大分時間経過しましたので、その後にしたいと思います。じゃあ、休憩といたします。

はい。じゃあ、今から5分とします。

午前11時20分 休憩

午前11時25分 再開

- ○鎌田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 じゃあ、質疑どうぞお願いいたします。志賀委員。
- ○志賀委員 委員会資料の7ページ、塩竈市の契約事務の流れというところで指名委員会という のがあるんですが、この従来の指名委員会の構成メンバーというのはどういう内容になって いるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。
- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 指名委員会の委員の構成ということでしたか。まず委員長が副市長 でございます。副委員長が市民総務部長、あと委員に各部長と政策調整監という委員の構成 でございます。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そうすると、ここには、第三者というのは入らないんですよね。入らない理由とい うのは、どういう事由で入らないの。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 指名委員会でありますので、その内容を発注する前ですね、公告する前の 話は、これは当然ながら内部で決めるお話かと理解しておりますので、そこに外部の方は入 っていないという理解をしております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 この指名委員会、指名で決めてやった物件というのは、指名入札だけではなく入札 するやつは全てここで一応審議するわけですか。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 おっしゃるとおりで、工事だけではなくて、その金額が先ほど言った部長 決裁以上になるものは全て指名委員会にお諮りするという、その中で業者の内容であったり、 工事の内容、そういったものを全部含めていろんな内容を審査するということにしております。

以上です。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 特に指名入札の場合、業者の方々の話を聞いていると、何でうちを指名するんだべと、このメンバーを見て、ここ、ここはこんなのできねべと、確かに登録はされていますけれどもね。実際に、そこの仕事のプロではない業者を指名したりですね。結局、その人がやっぱり辞退するというような結果になっているそうなんですね。だから、やっぱりそういうところの指名も、指名委員会がその業者を選ぶときに、当然、現在その業者がどこの事業、仕事を取りかかってとかは分かるわけですし、だから、そこで例えば、必ず現場の監督、監察、1人は置かなきゃいけないのでね。その人員的に社員がいない場合は、見積りをできないというのも当然分かるわけですから、そういうところまできちんと把握して、その指名委員会で指名入札を業者に決めているのかどうか、その辺いかがでしょうか。
- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 まず指名委員会の指名競争の場合の指名業者というのは、おっしゃったとおり指名登録されている工種、業種そういったものでまず選びます。それからあと県内事業所であるかどうか、市内にその営業所、本社があるかどうか、そういう絞り込みをしていって、なければ指名競争の場合は金額が少ないほうですので、地元の方が取れるような形で10者以上、大体指名するというケースにしてございます。その過程の中で、事業を取っているケースというのは、それぞれの部長の担当部で分かっているケースもあれば、あるいは、契約からこういった事業を今受け取っておりますとか、そういった情報もいただきながら選ぶということも配慮はしておりますが、まず入り口としてスタートだと機械的にまず絞り込んでいくという形の中で、できればいろんな情報を得た上で業者さんの指名というのは、今後やっぱり必要なのかなと今受け止めております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 事業者は、設備専門の方と土木専門の方いるわけですね。ところが、設備専門の方

も土木に一応登録しているというケースもありますし、土木が設備に登録していると。ただ、仕事といったら、結局土木の方は受けたって自分でできないから、設備業者に頼む下請けに出すそうですね、大体ね。だから、やっぱり基本的に土木、設備というのは分けて、それに関連したところに選んで、ただ選べばいい、指名すればいいというんじゃなくてやったほうが、仕事の内容は、やっぱりそれぞれ専門のところにお任せしたほうが確実にできるのかなと。一定の入札参加者がいないと困るからということでの判断もあるんでしょうけれども、やはりせっかく地元の人にやらせるなら、そこから専門の方を選んで、参加していただくという形が何かすっきりするのかなという、そういった業界の人の話を聞いていると感じてもいるわけですけれども、その辺もうちょっとそれぞれの事情を精査していただいて決めてもらったほうが、仕事の受注率も高まるだろうし、内容もしっかりとできるようになるんじゃないかなと思うのですがいかがでしょうか、その辺の見直しというのは。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 先ほどもお話ししたように、業者さんがこの工種、業務でやりたいという 願いをまず受けているというこちらの立場も一つございます。その中で、諸事情があるんだ なというのが今のお話の中で受け止めさせていただきましたので、そういったところのちょっときめ細やかさがまだいるのかなと思いました。そういった事情、情報をもう少しこちら も共有する中で、取っていただける業者さんを指名するような、そういった環境はいろいろ 考えさせていただきたいなと思います。

以上です。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 過去の事例で指名しても辞退というところが、そこはいろいろなことがあるでしょうから、多分そこら辺の統計を取ってもらって、それはやっぱりその辺が大体動きが見えてくるのかなと思いますので、ちょっとその辺も精査してみてください。

以上です。

- ○鎌田委員長 そのほかございませんか。阿部さんはいいんですか。じゃあ、阿部委員。
- ○阿部委員 皆さんの質疑たくさん出ましたので、私も納得して聞いておりました。

ただ、どうしても東日本大震災から10年見ていまして、一般競争入札の点で気になるのが予 定価格に対して、これによりますと最低価格というのは、ある程度決まっているみたいです けれども、70%台の価格で落札したと。ところが、後々ですね、契約後間もなく補正が出て くる、そういったケースが非常にやっぱり多かったような気がするんですね。私が聞いたところでは、公共事業に20%上乗せ、ある意味でいろんな価格変動とかそういうので上乗せできるというような話をちらっと聞いたんですが、今お話聞くと30%ぐらいはやっぱり見ているんですか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 先ほどの説明は、国土交通省のちょっと参考までにこちらも各課内で調べたんですが、関東地方整備局、ちょっと東北地方整備局見つからなかったので、そこに載っている30%という数字がありました。それを超えたらば、基本は分離発注だと。ただ一連の工事の流れとして、やはり継続してやるというケースの場合は、やはり十分な審査を行うという考え方が示されているというご説明になります。

以上です。

- ○鎌田委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 ありがとうございます。

それで、私が非常に疑問に思ったのは、議会でも一度私質問の中でやっているんですけれど も、契約が例えば、70%台にいる価格で落札しても補正を加えると90%以上になるとか、あ るいは、そのぐらい近いものになるということで、初めからきちんと積算して出してきた会 社と、とんとんというレベルになってくるんじゃないかという疑問を持ったんですね。そう したときに、逆に難しさはあるんでしょうけれども、特にひっかったのが土地の地質の問題 です。例えば、業者さんが落札した後に、油が地質に混じっていたと。そしたら、昔はここ がガソリンスタンドだったとか、いろいろ出てきました。それから、看板があったとかね。 そういったことが出てきて、補正が出てきたりとか。今の日本の土木工学においては、ちょ っとそういうのは考えられないと工学部の先生がおっしゃっていたんですが、きちんとした 調査、そういった工事をやる前に調査をすることが非常に大事なんだろうなと。それから、 業者さんも積算するときにそういうことを調べないというのはちょっとおかしな話で、これ はやっぱり問題点だと思うんですね。学校なんかよくアスベストが入っていたとか何か出ま したけれども、ちょっとびっくりしました、そのときはね。ですから、業務内容について、 地質調査の要綱というのがあるふうなお話を今いただきましたけれども、これは、役所側で もそれから業者さんでもきちんとその辺を踏まえて積算していただいたり、あるいは、入札 に臨んでいただくということが大事だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○鎌田委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 ご指摘はごもっともだと受け止めさせていただきます。ほかの委員さんからもちゃんとした地質調査だったりとか、コンサル業務の中で事前にきちんと調べて、そして発注すべきという点のご指摘をたくさんいただいたなと受け取っておりますので、今後その調査の段階で、どの辺まで精度が高められるかと、もちろんその辺に関しては担当課への申し送りの部分もございますので、担当といろいろと協議をさせて詰めさせていただければと思っております。前向きに、いろいろと検討させていただきたいと思います。

以上です。

- ○鎌田委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 それから、入札価格の件で出ましたけれども、90台じゃなくて結構何か100%というのもちょっとあったような気がしてびっくりしたんですが、その辺の入札価格というのをどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きします。
- ○鎌田委員長 高橋市民総務部財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 落札価格ということだと思いますが、先ほど荒井部長も申し上げま したとおり、やっぱり今積算システムというものが広く出回っておりまして、業者の方も正 確な積算ができるというところで、恐らく落札率というものも高くなっているのではと考え てございます。
- ○鎌田委員長 以上ですか。あとはございませんね。(「なし」の声あり)

ちょっとだけ、私、資料の確認だけちょっと。まず、この資料1の7ページ、これ教育長なんかも入っていたんじゃないかと思って。確認だけだから。 (「副議長に交代してください」の声あり) そう、じゃあいいわ。面倒くさい、いいわ、じゃあ。

では、暫時休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

午前11時45分 再開

○鎌田委員長では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに発言はございませんね。(「なし」の声あり)

確認をいたします。

次回日程は、正副委員長にお任せすると。11月中に1回は開催するということに決めてよろ

しいですか。(「はい」の声あり)

それから、資料請求については、各契約ごとに何件か挙げてもらうことに考えておりますので、皆さんから要望を挙げていただいて、その要望に従って要求をするという形でよろしいですか。(「はい」の声あり)

当局の出席者については、その要求された資料を説明できる者を出席いただくという形でよ ろしいですか。(「はい」の声あり)

よろしければ、内容決定を…… (「ちょっと待って」「いつまで出すというのを決めてください」の声あり)皆さん、早急にじゃあ要望を私にしてください。終わりかな。じゃあ、以上ですね。

以上で委員会を終了いたします。では、お疲れさまでした。

午前11時50分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二